

広報

あしや

No.1143 平成26年 11月1日号
(2014年) 毎月1日・15日発行

Garden City Ashiya

発行/
芦屋市役所(広報国際交流課)
TEL.0797-31-2121/FAX.0797-38-2152
〒659-8501兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
http://www.city.ashiya.lg.jp/
メールアドレス
info@city.ashiya.lg.jp



庭園都市芦屋へ



開森橋から六甲山系を望む

開森橋は、芦屋川に架かる橋としては古いもので、当初は木造の橋でしたが、その後、モダンな照明がついた石造りの欄干が造られました。昭和13年の阪神大水害で欄干のみが残り修復し、現在の橋は、昭和28年に架け替えられ、昭和38年に拡幅されたものです。明治から大正、昭和と、何度かの架け替え・修復を経験したこの橋は、平成28年7月ごろの完成をめぐり、新しい橋へと生まれ変わります。

平成26年度 まちづくり懇談会

芦屋市自治会連合会主催の「まちづくり懇談会」が開催されます。

市からは市長・副市長・教育長ほか部長級以上の職員が、警察署からは生活安全課長・交通課長が出席し、まちづくりに関する身近な問題について、市内自治組織代表や市民の皆さんと意見交換を行います。

参加は自由です。ご来場をお待ちしています。

■日時 11月27日(木)午後2時～4時30分

■会場 市民センター 401室



昨年のまちづくり懇談会の様子

問い合わせ
芦屋市自治会連合会事務局
☎38-2007(市民参画課内)

11月9日～15日

秋季全国火災予防運動

問い合わせ 消防本部予防課 ☎38-2098

《住宅防火対策》
火災から「いのちを守る7つのポイント」
— 3つの習慣・4つの対策 —
「3つの習慣」
①寝タバコは、絶対にやめる。
②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
「4つの対策」
①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

《特定防火対象物における防火安全対策の徹底》
火災が発生した場合を想定した消火・通報・避難の訓練を実施し、火災が発生した場合に避難経路となる通路・階段等の管理を適切に行い、出火や延焼拡大の防止等のために、防炎物品の使用を徹底することが効果的です。
①防火管理体制の充実
②避難施設等および老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
③高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
④建物内のテナントが入れ替わる際は、必ず消防本部予防課と打ち合わせをしてください。

《消火器等の不適正取引に注意しましょう》

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、市民の皆さんとともに火災予防の意識を高めることにより、火災発生防止・高齢者等を中心とした死傷者の減少・財産損失の防止を目的としています。
特に、住宅防火対策のため、住宅用火災警報器の設置・維持管理を徹底していくことが効果的であるため、引き続き普及啓発に取り組みます。
また、全国で平成25年中の出火原因1位は「放火」です。放火は、いつどこで発生するか予測できません。皆さんも、火災から「いのちを守る7つのポイント」に留意し、放火されない環境づくりにご協力をお願いします。

《放火・連続放火防止対策》
放火されない環境づくりが大切です。地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけ、関係行政機関・関係団体・事業所・地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが重要です。
①燃えやすいものを家の周囲に置かない。
②家のまわりを明るくする。
③自動車やバイクのボディカバーは、防炎製品にする。

《全国統一防火標語》 『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』
《阪神地区統一標語》 『火災から 人命を守ろう』